## 実施方針の策定の見通しについて

令和元年(2019年)9月30日

熊本県

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第15条第1項による公表は下表のとおりです。

名称	事業期間	事業概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	担当
熊本県有明・八代工	令和3年(2021年)	有明工業用水道及び八	• 有明工業用水道上	令和元年(2019年)	熊本県企業局
業用水道運営事業	4月 (予定) から20年	代工業用水道の運営(設	の原浄水場(玉名市	10月上旬	総務経営課
	間 (事業期間の延長を必	備更新、運転管理・保全	大字石貫字上の原	(予定)	電話:096-333-2597
	要とする事由が生じた	管理、工業用水道料金の	744) 他		
	場合に限り運営権設定	収受等)	・八代工業用水道白		
	対象施設の運営権の存		島浄水場(八代市郡		
	続期間の終期まで)		築一番町 240) 他		